

公益財団法人 旭硝子財団

2019年度 外国人留学生奨学生募集要項

1. 旭硝子財団の奨学助成概要

旭硝子財団は、人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とし活動しています。旭硝子財団の奨学助成は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士・博士課程の学生に、返済義務のない給与奨学金を支給し、指導助言も提供するプログラムです。

2. 奨学生の資格要件

- (1) タイ王国、インドネシア共和国、中華人民共和国、大韓民国（対象国）の国籍を有する者
- (2) 研究のために来日し、2019年4月現在、修士(博士前期)課程 第1学年あるいは博士(博士後期)課程 第1学年に在籍する私費留学生（専門職学位、医学、歯学、獣医学、6年制薬学系の専攻を除く）
- (3) 品行方正、学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる者
- (4) 持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い者
- (5) 独自の発想に基づき、社会に有用で波及効果も高い研究テーマに取り組む者
- (6) 日本語による意思伝達が可能である者
- (7) 2019年4月以降、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額10万円を超える給付型奨学金を受けていない者
- (8) 2019年6月18日（火）、19日（水）の面接及び2019年7月19日（金）の奨学金授与式（兼制度説明会）に参加できる者（都内で開催予定。旅費は当財団規程により支給します）

3. 採用予定人数

約14名（各対象国3名程度を採用の予定です、応募/選考状況により変動することがあります）
＊推薦依頼大学院から、**推薦枠（別表）**に基づき推薦された応募者より選考します。ただし、当財団の修士課程奨学生が博士課程に進学する場合、前記推薦枠を超えた推薦も受け付けます。

4. 奨学金支給内容

- (1) 支給額 月額 10万円
- (2) 支給期間 2019年4月以降、在籍する大学院の正規の修学期間
ただし、修士課程は2年間、博士課程は3年間を限度とします。
- (3) 支給方法 原則、毎月一定日に銀行振込にて支給します。
当財団の奨学金は、全額を支給するもので、返還義務はありません。
また、出捐母体のAGC株式会社への付帯義務を負うものではありません。

5. 応募の要領

＊各推薦依頼大学院からの案内に従って、応募して下さい。（学生本人からの直接の応募や質問は受付できません）

6. 奨学生の選考と採用内定／採用（書類及び面接により選考を行います）

- (1) 書類選考
奨学生の資格要件に基づき、書類選考により選考します。書類選考通過者には、5月末迄に、面接日時を各推薦依頼大学院宛に通知します。

(2) 面接

書類選考通過者を対象とした面接は、**6月18日（火）～19日（水）**に実施します(面接場所は当財団の会議室を予定)。

(3) 結果通知および授与式

応募者全員の選考結果を、**7月初旬**に推薦依頼大学院に通知します。採用内定奨学生は当財団が別途指定する所定の手続きをお願いします。2019年**7月19日（金）**の奨学金授与式にて採用通知（証書）を授与し、制度説明も行いますので、採用内定奨学生は必ず出席して下さい。

7. 採用後の奨学生の義務

- (1) 奨学金支給期間中は、在籍大学院で所定の学業、研究に精勤すること
- (2) 奨学金支給期間中の毎年9月末頃に活動報告書を、毎年3月末頃に活動報告書と成績証明書等を提出すること
- (3) 奨学金支給期間中は、止むを得ない事情のないかぎり、当財団指定の行事に参加すること
(旅費は当財団規程により支給します。年間2回程度を予定しています)
- (4) 学籍、修学状況や生計の変化が生じた際には、速やかに当財団に報告すること

7. 個人情報の取り扱い

ご提出いただいた応募にかかわる一切の個人情報は、選考に関する手続き（審査と当財団からの連絡）のためのみに使用するという当財団の方針に同意した上でご応募ください。

（別表）2019年度 外国人留学生奨学生 推薦依頼大学院と推薦枠

推薦依頼 大学院	北海道大学、東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京工業大学、一橋大学、慶應義塾大学、上智大学、中央大学、東海大学、日本大学、法政大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、横浜国立大学、国際大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、京都工芸繊維大学、立命館大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学、鹿児島大学
推薦枠	対象4カ国（タイ、インドネシア、中国、韓国）より、各1名以内

《よくいただくお問い合わせ》

Q 1. 入学が4月ではなく、秋季入学でも応募できますか？

A. 2018年秋季に修士課程の第1学年又は博士課程の第1学年に入学した方も応募可能です。ただし、財団の予算年度の制約で、2019年4月1日より以前に遡及した支給は致しません。2018年秋季に博士課程第1学年に進学した修士奨学生も応募可能ですが、同様に2019年4月1日より以前に遡及した博士課程の奨学金の支給は致しません。

Q 2. 日本語はどの程度のレベルが必要ですか？

A. 当財団事務局とは、原則、日本語でのコミュニケーションをとっていただきます。日常的な場面で使われる日本語をある程度理解して表現していただく必要があります。

Q 3. 「持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い者」として、具体的に求められるものはありますか？

A. 特に修士課程では、必ずしも現在取り組んでいる研究テーマが直接「持続可能な社会の実現」を目指していなくても結構ですが、そのような活動の実績や今後の研究や活動に向けての抱負は、選考の対象となります。

Q 4. 面接を受ける応募者が正式採用される割合はどの程度ですか？

A. 約7割とお考え下さい。

推薦依頼大学院へのお願い

1. 推薦受付方法

当財団の推薦依頼大学院は、募集対象の留学生に適切な方法で周知の上、適正な選考を経て、対象4カ国各1名以内で推薦して下さい。ただし、当財団の修士課程奨学生が博士課程に進学する場合は、当財団の「進学奨学生」として、前記推薦枠を超えた推薦も受け付けます（選考での優遇はありません）。

推薦受付期間中に、当財団が指定するWebサイト【奨学生推薦フォーム】より、募集要項、提出書類の注意事項、下記の書類の指定書式をダウンロードし、記載後にPDFに変換の上アップロードして下さい。応募方法の詳細については当該サイトにも記載されています。（郵送および学生本人からの直接の応募は受付できません）

<提出書類>

1. 奨学金申込書（指定書式；学生と推薦依頼先担当部署が記載して下さい）
2. 願書（指定書式；学生が記載して下さい）
3. 研究計画書（指定書式；学生が記載して下さい）
4. 指導教官推薦書（指定書式；在籍する大学院の主たる指導教官が記載して下さい）
5. 学業成績証明書（直近に取得した学位の成績証明書で、80点相当以上の比率を欄外に記載のこと）

※ 「提出書類の注意事項」をご参照の上、提出書類を記載して下さい。

※ 願書、研究計画書、推薦書は、指定の Word ファイルに電子入力して PDF 化することを推奨します。（手書き入力でも受け付けますが、選考審査で不利になる場合があります）

※ 【奨学生推薦フォーム】では一時保存ができませんので、応募者1人につき上記の提出書類すべてが揃ってからアップロードして下さい。

※ 応募内容について、当財団より問合せをする場合があります。

2. 推薦受付期間

2019年4月1日(月)～2019年5月15日(水)

5月15日(水)までに、アップロードされた応募のみ受け付けます。

3. 選考結果

5月末迄に、書類選考通過者と面接日時を各推薦依頼大学院宛にメールで通知しますので、通知後、速やかに書類選考通過者にお伝え下さい。

応募者全員の選考結果を、7月初旬に各推薦依頼大学院に書面で通知いたします。

通知後、速やかに応募者にお伝えいただき、採用内定奨学生は当財団が別途指定する所定の手続きを促して下さい。手続き後、採用奨学生には、2019年7月19日（金）の奨学金授与式（兼制度説明会）にて採用証書を授与し、制度説明も行います。

4. 奨学金支給期間中の奨学生の修学状況確認について

奨学生の学籍、修学状況や生計に変化が生じた際に、当財団より問合せをする場合があります。

5. 問合せ先

公益財団法人 旭硝子財団 奨学助成担当

E-mail scholarship@af-info.or.jp 電話03-5275-0620

以 上

旭硝子財団 奨学金の手引き

2019年1月版

公益財団法人 旭硝子財団

はじめに

この手引きは、旭硝子財団と奨学生ならびに奨学生が在籍する大学院との円滑なコミュニケーションを図る目的で作成されました。全奨学金支給期間を通じて、活用して下さい。

1. 旭硝子財団の奨学助成の概要

旭硝子財団は、人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とした活動をしています。旭硝子財団の奨学助成は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士・博士課程の学生に、返済義務のない奨学金を支給し、指導助言も提供するプログラムです。

このプログラムでは、

- ・当財団が指定する大学院に在籍し修学する大学院生
- ・品行方正、学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる大学院生
- ・持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い大学院生
- ・独自の発想をもとに、社会に有用で波及効果も高い研究テーマに取り組む大学院生

に奨学金を支給します。

また奨学生が、研究の推進やキャリア形成に役立つネットワークを作るための交流の機会を提供します。

2. 奨学生の推薦と選考

奨学生は、当財団が依頼した大学院より推薦された応募者を、当財団の事業計画に基づき、奨学生選考委員会で審査・選考し、理事会で決定されます。奨学生選考委員会では、各大学院より提出された願書や添付書類に基づき、品行、健康状態、学業成績、持続可能な社会実現への抱負、進めている研究テーマの独創性・有用性、経済的援助の必要性について、厳正な基準に基づき選考しています。

奨学生は、当財団の選考委員や理事の厳しい眼により選考されたことに誇りを持って、学業や研究活動に邁進して下さい。

3. 奨学生の資格、併給

当財団の奨学金は、各年度の応募要件を満たし、当財団奨学生選考委員会で選考された、大学院に在籍して真摯に修学・研究している学生に支給されます。

大学院博士課程の日本人学生は、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額10万円を超える給付型奨学金を受けていない者としてします。留学生は、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額10万円を超える給付型奨学金を受けていない私費留学生としてします。ただし、授業料に対する援助を目的とする助成金を所属大学院より受ける場合の受給には、原則として制約を設けません。ご不明な点は当財団にお問い合わせ下さい。

企業等との雇用関係がある学生は、原則対象とはなりません（除く、アルバイト）。但し、自国で雇用関係がある留学生が、留学時の生活支援を受けていない場合には対象となります。

博士課程や留学生の奨学生が、規定を超える他の奨学金等を受給する等で、当財団の奨学生の資格要件を満たさなくなった場合には、支給停止の対象となります。ご不明な点はお問い合わせ下さい。

また、大学で TA、RA 等での収入を得た場合には、奨学金の受給を認めていますが、報酬が出る職位に採用される場合、採用期間、報酬額及び実働時間によって奨学金受給を辞退いただく場合がありますので、雇用条件等を当財団に連絡して下さい。個別に対応いたします。

大学院修士課程の日本人学生は併給に制限はありません。

4. 奨学金支給金額と支給期間

奨学金は、以下の金額を、奨学生の三菱 UFJ 銀行の口座に毎月10日（土日祝日となる場合は前営業日）に振込みます。

- | | | |
|-----|---------------------|---------------|
| (1) | 日本人修士課程 | : 月額 50,000円 |
| (2) | 日本人博士課程 | : 月額 100,000円 |
| (3) | 外国人留学生（修士課程、博士課程とも） | : 月額 100,000円 |

奨学金の支給期間は採用時に決定します。支給期間は、原則として在籍する大学院の正規の修学期間の終了までとし、修士（博士前期）課程は2年間、博士（博士後期）課程は3年間を限度とします。留年等で卒業が延期になっても支給期間の延長はありません。

2019年度新規採用者の支給開始は2019年4月ですが、初回は7月に4カ月分をまとめて振込みます。奨学生は入金を確認し、指定日に入金がない場合には速やかに当財団に連絡して下さい。

秋入学等の入学時期が4月と異なる場合や修了予定時期が3月と異なる場合は、上記の原則に基づき、採用時に支給期間を取り決めます。ただし、採用年度の4月1日より以前に遡及した支給は致しません。

5. 奨学金受領手続き

奨学金は、奨学生本人名義の原則として三菱UFJ銀行の口座に振込みます（口座がない場合は開設して下さい）。口座開設後、当財団指定のWEBサイトに振込先口座情報を入力して下さい。初回のみ、振込手続きが終了した旨を当財団からメールにて連絡をしますので、入金を確認して下さい。口座開設に時間がかかる場合や振込金の活用に支障がある場合には連絡して下さい（初回の振込みが遅れる場合があります）。

6. 奨学金の使途

当財団は、奨学金の使途について特に制約を設けていません。学業に邁進するための生活の費用として活用して下さい。但し、奨学生として社会的に著しく不適切な使途への使用が判明した場合は、奨学金支給を停止する場合があります。

7. 奨学金支給の休止，停止，復活

(1) 奨学金の休止

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を休止します（当財団に休止届を提出して下さい）。

- ・奨学生が休学または長期にわたって欠席するとき
（休学または長期欠席期間が原則2年を超える場合には、支給打ち切りとなります）
- ・奨学生が在籍大学院より、他の大学院等に長期にわたって留学するとき
（在籍する大学院の教科単位取得のための国内外への留学等の場合には、奨学金の支給を継続することは可能です）

（２） 奨学金の停止

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を停止します。

- ・奨学生の単位の取得が著しく滞ったとき
- ・当財団指定の報告類の提出を怠ったとき
- ・当財団指定の行事に、正当な理由なく参加しないとき
- ・学籍、修学状況や家計状況の変化が生じた際に報告を怠ったとき
(当財団への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学金を返納していただく場合があります)

（３） 奨学金の復活

奨学金の支給を休止、あるいは停止された奨学生が、原則2年以内にその復活を大学院経由で申請したときは、当財団で検討の上、支給を復活することがあります。なお、復活した場合の支給期間は、採用時に決定した支給期間に休止/停止期間を加えた期間を上限とします。

8. 奨学金支給の終了、打ち切り

（１） 奨学金の終了

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を終了します。

- ・在籍する大学院の正規の修学期間（修士課程2年間、博士課程3年間以内）を終了したとき。ただし、休学等の支給休止/停止期間があった場合には、その支給休止/停止期間の支給は延長されます。
- ・奨学生が正規の修学期間に満たずとも、在籍する課程を修了したとき
- ・奨学生が奨学金の受給を辞退したとき
(博士課程や留学生の奨学生が、規定を超える他の奨学金等を受給する等で、当財団の奨学生の資格要件を満たさない場合には、辞退をして下さい)

（２） 奨学金の打ち切り

次の要件に該当すると認められるときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- ・怪我や傷病等のために、卒業、修了の見込みがなくなったとき
- ・奨学生の修学実績が確認できないとき
- ・学業成績または素行が著しく不良となったとき
- ・在籍大学院で処分を受け、奨学金の継続が適当でないと判断されたとき
- ・奨学金の使途が著しく適切でないと判明したとき
- ・休学期間が原則2年間を超えるととき
- ・休学、転校、転学または転科が、当財団の奨学生として適当でないと判断されたとき
- ・家族の就労等で奨学生の生計に大きな変化があり、経済的援助が必要と見なされなくなったとき
- ・その他、奨学生として適当でない事実が判明したとき
- ・以上の事象が発生した際にも、意図的に隠蔽し、受給を継続したことが判明した場合
(当財団への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学金を返納していただく場合があります)

9. 奨学金支給期間中の奨学生の義務

奨学金受給期間中は、以下の提出物の提出や行事への参加をお願いいたします。提出物は、原則メールで案内をしますので、奨学生専用WEB ページにアップロードして下さい。届け出たメールアドレス宛に送信する当財団からのメールは、常に着信可能な状態にし、定期的に受信をチェックしてください。着信に不具合が想定される場合は、必ず当財団にご連絡ください。

奨学生授与式や当財団が主催する行事で、奨学生の名簿を奨学生や財団関係者のみに配布いたします。配布した名簿は、当財団の奨学助成事業に関する行事のみで使用し、情報が第三者に流出しないようにして下さい。

（１）採用時（奨学生内定後）

採用内定後に、自己紹介文と顔写真（高画質で鮮明なもの）を提出して下さい。奨学金授与式では、正式な奨学生採用証書（賞状）を手渡しするとともに、制度説明を行いますので、必ず出席して下さい。

（２）奨学金支給期間中

<連絡>

奨学生のメールアドレス等の連絡先の変更や、学籍、修学状況、家計状況など、奨学生の資格に関わる変更があった場合は、**奨学生本人から直ちに連絡して下さい**。（故意に連絡を怠り、隠蔽したとみなされる場合には、事態発生時に遡って奨学金の返納をお願いする場合がありますので、注意して下さい）また、毎年2月頃に、次年度の修学状況や他の奨学金等の受給の見通しについて問合せをしますので、必ず回答して下さい。

<提出物>

定期報告として、半期毎に活動報告書（指定書式）を提出して下さい（原則、9月末と3月末）。また毎学年度末に修学状況の確認書類（成績証明書等）を提出して下さい（原則、3月末）。活動報告書は英語での記載も可とします。その他、当財団が企画行事のアンケートや交流誌の執筆等、不定期に提出物を依頼する場合があります。

<参加行事>

採用時の奨学金授与式の他に、研修・交流の機会として当財団が主催する行事（年1～2回程度）に出席して下さい。12月頃にブループラネット賞受賞者記念講演会¹⁾と講演会後に奨学生交流会を開催する予定です。スケジュールが確定しましたらメールで案内をしますので、止むを得ない事情のないかぎり参加して下さい。また7月下旬に助成研究発表会²⁾を行います。参加は義務ではありませんが、大学の若手研究者との議論の場ですので、できるだけ参加して下さい（奨学生のポスター発表も検討中です）。当財団が指定する行事への参加に要する旅費は当財団が負担します。

（３）奨学金支給期間終了時

奨学金支給の終了時には、最終報告書、成績証明書、進路予定の情報、アンケートを提出して下さい。進路や連絡先についての情報は、終了後も変更があれば随時連絡して下さるようお願いいたします。

10. 行事への参加時の旅費

当財団が指定する行事への参加に要する旅費（交通費、宿泊費）は、当財団で算出し、事前に振込みます。原則、在籍する大学院の所在地から行事開催地までの公共交通機関を使用した往復の交通費を負担します。新幹線は、普通車座席指定特急券を、航空機の場合は、エコノミークラスの事前購入割引航空券（たとえばANAであれば「スーパーバリュー〇〇」）を前提とします。グリーン車やビジネスクラス等の優待座席の費用は負担できません。またタクシーの利用や宿泊は、特に必要と認められない場合は負担できません。

振込み前にメールで金額を通知しますので、不都合がある場合は申し出て下さい。旅費を受領後に欠席となった場合には、返納していただきます（除く、振込み手数料）。

1 1. 個人情報の取り扱い

提出いただいた個人情報は、奨学助成事業と当財団が主催する行事の案内以外の目的には使用いたしません。奨学生の氏名、採用年度、在籍大学院、専攻、研究テーマ、顔写真等の個人と関係付けられる情報は、当財団の行事で当財団関係者、奨学生間で使用する場合がありますので、ご了承下さい。行事で配布した他の奨学生の個人情報の管理にも留意してください。

1 2. 当財団との連絡方法

当財団との連絡は、原則、以下の奨学生専用WEBページの【奨学生マイページ】で行います。奨学生からの当財団への連絡も【奨学生マイページ】から行って下さい。採用内定後に、【奨学生マイページ】を開設しますので、ログインIDとパスワードは、第三者に開示することなく適切に管理して下さい。

奨学生専用WEB ページ：

旭硝子財団ホームページ<http://www.af-info.or.jp/> 右側にある【奨学生マイページ】バナーをクリックして下さい。ID とパスワードは奨学生宛に個別に通知したものを使用します。【奨学生マイページ】を開くと、【奨学生⇄事務局 連絡用ウインドウ】がありますので、こちらよりメールの送受信を行って下さい。【奨学生マイページ】では奨学生が提出した活動報告書等が閲覧可能です。当財団のメールアドレスや電話番号は登録しておいて下さい（着信拒否設定にしないで下さい）。

Tel：03-5275-0620 **Fax：**03-5275-0871 **E-mail：**scholarship@af-info.or.jp

担当者：奨学助成担当

※端末使用環境やブラウザのバージョンアップ等により動作が完全に行われないケースがあります。
アクセスやアップロードに支障があった場合には、必ず当財団にご連絡ください。

1) ブループラネット賞受賞者記念講演会：

地球環境問題の解決に貢献してこられた方々や組織に対してお贈りするブループラネット賞の表彰を記念して、受賞者記念講演会を毎年秋に開催しています。歴代のブループラネット賞受賞者については当財団のホームページをご覧ください。

2) 助成研究発表会：

当財団の研究助成を受け、主に3月に終了した助成研究を対象とする助成研究発表会を毎年7月に開催しています。自然科学分野、人文社会科学分野、環境分野などの研究者がショートスピーチとポスター形式によるプレゼンテーションを行います。研究助成の採択一覧は当財団のホームページをご覧ください。

当財団からのメッセージ

旭硝子財団では、2018年度に旭硝子奨学会より奨学助成事業を引き継ぎました。旭硝子奨学会の基盤をベースに、旭硝子財団としての「人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与する」という理念も加え、明るい未来につながる奨学金プログラムを、皆さんとともに作っていきたいと考えています。

皆さんがより充実した学生生活が送れるような交流や研修の機会を企画していきたいと思っていますので、皆さんからのご提案もお待ちしています。

旭硝子財団について

目的

旭硝子財団は、次の時代を拓く科学技術に関する研究助成、次の時代を担う優れた人材への奨学助成、地球環境問題の解決に大きく貢献した個人や団体に対する顕彰などを通じて、人類が真の豊かさを享受できる新たな社会および文明の創造に寄与します。

沿革

旭硝子財団は、旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）の創業25周年を記念して、その翌年の昭和8年（1933年）に旭化学工業奨励会として設立されました。発足以来半世紀以上の間、戦後の混乱期を除いて、応用化学分野の研究に対する助成を続けてきました。

その後、平成2年（1990年）に新しい時代の要請に応える財団を目指して事業内容を全面的に見直し、助成対象分野の拡大と顕彰事業の新設を行うとともに財団の名称を旭硝子財団に改め、以来、今日に至るまで研究助成事業、奨学助成事業、顕彰事業を3本の柱とする活動を行っています。

研究助成事業

次世代社会の基盤を構築するような自然科学の独創的な研究、および社会の重要課題の解決に指針を与えるような人文・社会科学の研究を助成します。国内の大学だけでなく、チュラロンコン大学（タイ）、キングモンクット工科大学トンブリ校（同）およびバンドン工科大学（インドネシア）に対しても、研究助成を行っています。

奨学助成事業

奨学助成プログラムは、1957年に設立された公益財団法人 旭硝子奨学会の事業として始まりました。以来、経済的な援助を必要とする優れた人材に対して奨学金を給付し、1990年からは支給対象者を「外国から日本に留学している学生」にも拡げています。また、2012年からは、東日本大震災で被災された高校生に対する支援も行っています。2018年より、奨学助成事業は旭硝子財団に移管されました。旭硝子財団の奨学助成として、持続可能な社会および文明の創造に寄与する人材の育成に取り組んでいきます。

顕彰事業

「ブループラネット賞」は、地球環境問題の解決に大きく貢献した個人または団体に対して感謝を捧げると共に、多くの人々がそれぞれの立場で環境問題の解決に参加されることを願って創設されました。国内外のノミネーターに候補者の推薦を依頼し、その中から毎年原則として2件を選定します。受賞者にはそれぞれ賞状・トロフィーならびに副賞賞金5,000万円が贈呈されます。

公益財団法人 旭硝子財団 THE ASAHI GLASS FOUNDATION

<http://www.af-info.or.jp>

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 2F
2nd Floor, Science Plaza, 5-3, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081, Japan

TEL (03) 5275-0620 FAX (03) 5275-0871

E-mail: scholarship@af-info.or.jp

この手引きは旭硝子財団ホームページからダウンロードできます
<http://www.af-info.or.jp/>